平成３０年（フ）第２１９号
福岡市西区拾六町団地４番17―106号
債務者　池内志津江
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２２０号
福岡市中央区西中洲２番26号
債務者　植木　明美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２２６号
福岡市東区筥松１丁目16番８号
債務者　尾崎明日美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３０号
福岡市東区香椎５丁目24番24号
債務者　津江　明宏
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３５号
福岡市東区千早３丁目２番412号
債務者　山下　美樹
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３６号
福岡市東区千早３丁目２番412号
債務者　原　満璃亜
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２４６号
福岡市中央区長浜２丁目２番36―407号
債務者　川上紗智子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２６１号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目70番地３
ピナクル那珂川102号
債務者　竹川　正幸
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２６２号
福岡市博多区東那珂２丁目８番10―203号
債務者　山下　秀子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２６６号
福岡市博多区三筑２丁目２番37号
債務者　岩井　康一
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目30番45号
債務者　有村　隆広
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目30番45号
債務者　有村　千織
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８号
富山市八尾町福島156市営住宅301号、住民票上の住所富山市五福4922番地１
債務者　飯島　秀朗
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１８３号
大阪市城東区諏訪４丁目20番８号
債務者　諏訪商会こと　北林　眞二
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０号
大阪府門真市岸和田２―14―23―102、住民票上の住所大阪府門真市北岸和田１丁目11番６号
債務者　平南　　伸
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６３号
大阪府守口市滝井元町３丁目10番２―102号、前住所大阪市淀川区十三東１丁目９番５号辻本マンション401号
債務者　松永　　直
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１１号
大阪市住之江区南港中３丁目８番24―905号
債務者　濵石　増満
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部